

商業法人登記

各種手続き費用について

- ・よくご相談をいただく一般的なものを以下に記載しておりますのでご参考ください。その他の登記にも対応しておりますので、お気軽にご相談ください。
- ・報酬や登録免許税とは別に、実費(送料等)が別途必要になります。
- ・報酬は、標準的な事案についての参考金額です(消費税別)。個別事案ごとの事情や難易度によっては費用の増減があります。正式なお見積りは事案を聞き取った後に個別に作成いたします。
- ・登録免許税とは、登記をする際に納める税金ですので、仮に司法書士に依頼せずとも必ずかかります。なお、医療法人やNPO法人など登録免許税が課税されない法人もあります。

設立登記 (会社をつくる時)

報酬(税抜)	実費	総額
75,000円～	定款認証手数料 約5万円	約28～30万円
※電子定款認証代理を含む	※定款の枚数により異なります	(合同会社の場合、約15万円)
	※合同会社の場合は定款認証はありません	
	登録免許税 15万円	
	(合同会社の場合6万円)	
	登記事項証明書 1通 500円	
	印鑑証明書 1通 450円	

商号変更 (会社の名前を変える時)

報酬(税抜)	登録免許税
16,000円～	30,000円

目的変更 (会社の事業目的を変更、追加、削除するとき)

報酬(税抜)	登録免許税
16,000円～	30,000円

役員変更（役員が就任、退任するとき）

報酬(税抜)	登録免許税
13100円～	10,000円（資本金1億円以下の場合）

※株式会社の役員には任期があり(2年～10年)、任期が切れると同じ人が引き続き続ける場合も「重任」の登記が必要になりますのでご注意ください

役員表示変更（住所、氏名に変更がある場合）

報酬(税抜)	登録免許税
8,800円～	10,000円

増資（募集株式の発行）

報酬(税抜)	登録免許税
33,000円～	増加する資本金×7／1000 (最低30000円)

※増加する資本金の金額が増える場合や手続き方法によって費用が増額いたします。

本店移転（管轄内）

報酬(税抜)	登録免許税
22,000円～	30,000円

本店移転（管轄外）

報酬(税抜)	登録免許税
44,000円～	60,000円(移転元、移転先でそれぞれ30000円)

※定款変更のため、株主総会の決議が必要になります。

解散・清算人選任（株主総会で選任する場合）

報酬(税抜)	登録免許税
30,000円～	39,000円

※官報公告の手続きを代行をする場合、別途費用が発生します。

清算終了

報酬(税抜)	登録免許税
18000円～	2,000円

※清算終了の登記をすることで会社の登記簿は閉鎖されます

付随報酬	議事録作成(1通につき)	5,900	
	登記事項証明書 (1通につき)	500	実費500 ~600
	要約書・登記情報サービスによる 調査(1通につき)	—	実費450